

健 長 第 367号  
平成27年6月16日

各指定居宅介護支援事業所管理者 殿

山形県健康福祉部健康長寿推進課長

### 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について（通知）

平成27年4月の介護報酬改定に伴い、居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いが一部変更になりましたが、これについて下記のとおり適用することとなりますので、必要な届出を行うとともに、制度の理解、運用に十分留意していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は平成27年9月1日から適用することとし、同日をもって平成18年8月24日長第594号及び平成19年1月31日長第1175号課長通知については廃止することとします。

### 記

#### 1 特定事業所集中減算の基準等について

別紙「特定事業所集中減算関係法令等」をご覧ください。なお、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号、以降「留意事項通知」という。）第3の10の（4）における「正当な理由の範囲」につきましても、本県では次のとおり取り扱います。

#### **◎山形県における特定事業所集中減算の正当な理由の範囲**

① 居宅介護支援事業所が所在する市町村区域内における対象サービスの事業所数が、それぞれのサービスにつき5未満である場合。（この場合の市町村は、平成17年度に行われた市町村合併以前の旧市町村単位で判断する。）

※みなし指定の事業所については、当該年度において介護サービス情報の公表の対象となっていない事業所は除外する。ただし、判定期間に新たに指定を受けた事業所で、1月あたりの介護報酬の額が80,000円を超えている場合は、事業所数に含めるものとする。

※事業所数はそれぞれの判定期間の最終月の初日（前期分については8月1日現在、後期分については2月1日現在）で判断する。なお、それぞれの時点での市町村毎の事業所数については、健康長寿推進課から各居宅介護支援事業所あて別途連絡する。

② 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画が20件以下の場合

- ③ 判定期間の1月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれの対象サービスが位置付けられた計画の件数が1月あたり平均10件以下の場合  
(例：計画の件数が1月あたり平均9件の場合、9件すべて同一事業者であっても正当な理由の範囲内とする。)
- ④ サービスの提供にあたって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、特定の事業者集中していると認められる場合  
80%を超えたことについて、その詳細な報告を求めることとする。
- ⑤ その他正当な理由があると考えられる場合  
80%を超えたことについて、①～④に該当しないが、別に正当な理由がある場合は、その詳細について報告を求めることとする。  
(例：サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等)

## 2. 特定事業所集中減算に係る報告等

留意事項通知第3の10の(3)による県知事への書類の提出は、以下によりお願いしません。

### ①報告様式

別紙様式「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」に必要事項を記入し提出してください。(提出したものの控えを必ず保管してください。)

### ②報告対象事業所

居宅サービス計画に位置付けた訪問介護サービス等のいずれかのサービスにおいて、紹介率最高法人の割合が80%を超えた居宅介護支援事業所(休止中を除く)  
※報告対象とならなかった事業所についても実地指導等で確認することがありますので、期間ごとに別紙様式「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」を作成し、5年間は保存しておいてください。

### ③提出先

事業所所在地を所管する総合支庁福祉担当課

### ④提出期限

判定期間が前期分(各年度3月～8月分)：各年度の9月15日

判定期間が後期分(各年度9月～翌年2月分)：各年度の3月15日

※提出期限の9月15日、3月15日が休日、祝日にあたる時は、その翌日が期限となります。

※本通知の適用は平成27年9月1日からとなりますので、平成27年9月1日から平成28年2月末日までの分について、平成28年3月15日まで提出していただくこととなります。

### ⑤正当な理由について、1の④、⑤に該当するものとして理由を記載した場合の取扱い

1の④、⑤に該当するものとして理由を記載して提出した事業者に対しては、当該理由が適正なものかを個別に判断し、事業者に連絡します。その際に、添付された資料では不十分だと判断された場合は、追加の資料等の提出を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。